

1 特別支援教育の国や都の動向

年	国	東京都
2004年		<ul style="list-style-type: none"> 東京都特別支援教育推進計画 第一次実施計画の策定
2005年	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申） 	
2007年	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育法改正 特別支援教育の推進について（通知） 	<ul style="list-style-type: none"> 東京都特別支援教育推進計画 第二次実施計画の策定
2010年		<ul style="list-style-type: none"> 東京都特別支援教育推進計画 第三次実施計画の策定
2011年	<ul style="list-style-type: none"> 障害者基本法の一部改正 	
2012年	<ul style="list-style-type: none"> 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告） 	
2014年	<ul style="list-style-type: none"> 障害者権利条約批准 	
2016年	<ul style="list-style-type: none"> 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行 発達障害者支援法の一部改正 	<ul style="list-style-type: none"> 東京都発達障害教育推進計画の策定
2017年		<ul style="list-style-type: none"> 東京都特別支援教育推進計画（第二期）第一次実施計画の策定
2019年		<ul style="list-style-type: none"> 東京都教育ビジョン（第四次）の策定
2022年	<ul style="list-style-type: none"> 医療的ケア児支援法施行 	<ul style="list-style-type: none"> 東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画の策定
2023年	<ul style="list-style-type: none"> こども基本法施行 	

（1）国の特別支援教育

①障害者基本法の改正・障害者差別解消法

国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

（「障害者基本法」第16条から引用）

- 「障害者の権利に関する条約」が、2006年に国連総会で採択され、2014年に条約を締結しました。条約締結に向けて、2011年に障害者基本法が改正され、2013年に障害者差別解消法が制定されました。2016年に施行された障害者差別解消法では、全ての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいや理由とする差別の解消を推進するとされました。

②特別支援教育の理念

特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障がいだけでなく、知的な遅れのない発達障がいも含めて、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障がいのある幼児・児童・生徒への教育にとどまらず、障がいの有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

(「特別支援教育の推進について(通知)(平成19年文部科学省)」から引用)

- 2007年の学校教育法の改正により、従来の「特殊教育」から「特別支援教育」への転換が図られました。この改正により、特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍する全ての学校において、特別支援教育を推進することになりました。

③共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築

- 2012年の「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進(中央教育審議会初等中等教育分科会)」において、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のためには特別支援教育を着実に進めていくことが必要であるとされています。そして、障がいのある子どもが十分な教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備の推進、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、柔軟で連続性のある多様な学びの場を用意しておくこと等について提言をしています。

④発達障害者支援法の一部改正

- 2016年には、発達障害者支援法が改正され、発達障がい者の支援を切れ目なく行うことが特に重要であり、教育に関しては、国及び地方共生団体は「可能な限り発達障がい児が発達障がい児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮」すること等が新たに規定されました。

⑤こども基本法の施行

- 「こども基本法」が、2023年4月に施行されました。すべてのこどもが自立した個人として権利を守られ、平等に幸せな生活が送れるように「こども施策」を進めるために制定されました。

(2) 東京都の特別支援教育

① 「東京都特別支援教育推進計画」の策定

- 東京都教育委員会は、2004年に「東京都特別支援教育推進計画」を策定し、実施計画に基づき取組を実施しています。計画では、特別支援学校の再編整備、個に応じた指導と支援の充実、発達障がい教育の推進、特別支援教育の支援体制の整備など、特別支援学校のみならず、都内公立小学校、中学校及び義務教育学校並びに都立高校及び都立中等教育学校を含めたすべての学校において特別支援教育を推進するための取組が示されました。

② 「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」の策定



- 共生社会の実現に向けたすべての学びの場における特別支援教育の充実を図るため、2017年度から2027年度までを計画期間とした東京都特別支援教育推進計画（第二期）を策定し推進しています。
この計画は、「共生社会の実現に向け、障がいのある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献できる人間を育成」することを基本理念としています。

③ 「東京都発達障害教育推進計画」

- 都教育委員会では、近年の発達障がい教育を取り巻く状況の変化や、通常の学級における発達障がいの可能性があると考えられる幼児・児童・生徒の在籍率等の実態を踏まえ、全ての公立学校における発達障がい教育の充実を図っていく必要があることから、2016年に東京都発達障害教育推進計画を策定し、2020年度までの5年間を計画期間として、具体的な施策を展開しています。

(3) 全国の在籍者数等の現状

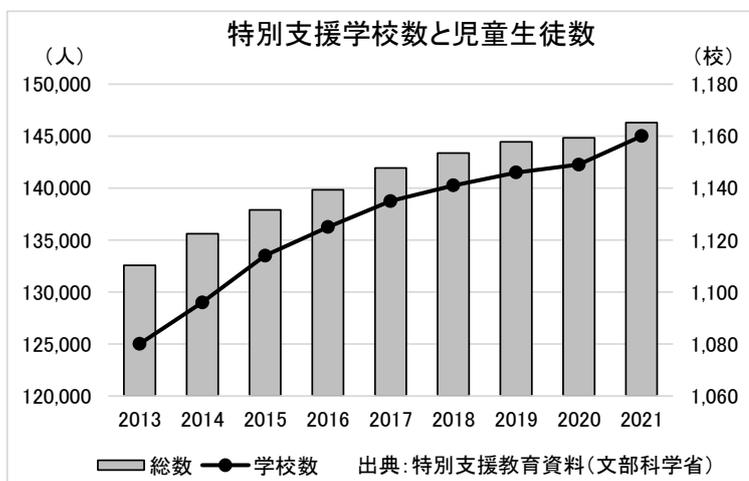
全国の義務教育対象者（児童生徒）数	→ 減少
特別支援教育を受ける児童生徒数	→ 増加

全国の義務教育対象者（児童生徒）数は、減少しているものの、特別支援学校や特別支援学級、通級指導学級など特別支援教育を受ける児童生徒数は増加しています。今後の5年間は学級種別によっては、減少も見込まれることから、今後の動向を注視していく必要があります。

○特別支援学校（都道府県等が設置）の児童生徒数の推移

特別支援学校は、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的としています。（学校教育法第72条から引用）

特別支援学校は、全国で学校数が増え、児童生徒数も増加しています。

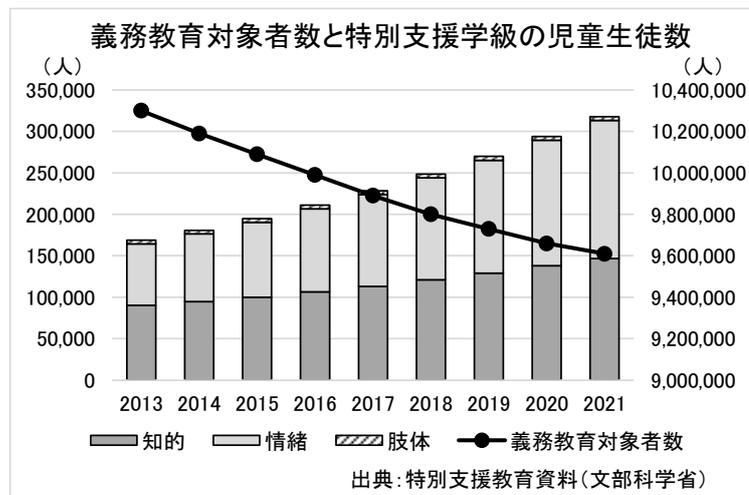


○特別支援学級の児童生徒数の推移

特別支援学級は、教育上特別な支援を必要とする児童生徒のために、小学校や中学校等に置くことができます。

義務教育対象者数（小中学校児童生徒数）は、減少しています。

一方で特別支援学級の児童生徒数は、増加しています。

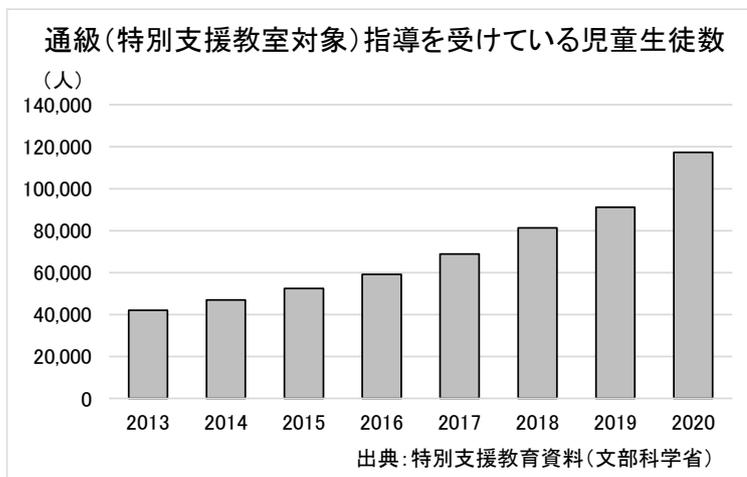


○通級指導学級（うち特別支援教室対象者）の児童生徒数の推移

通級指導学級は、教育上特別な支援を必要とする児童生徒のうち、その障がいの状態、教育上必要な内容等を勘案して通級による指導を受けることが適当であると認める者に対して行います。（「学校教育法施行規則」第140条、141条から引用）

通級指導学級のうち、特別支援教室対象者（情緒障がい、自閉症、学習障がい、注意欠陥多動性障がい）の児童生徒数は、増加しています。

なお、特別支援教室のことを町田市では「サポートルーム」と呼んでいます。



【コラム】

インクルーシブ教育と特別支援教育

インクルーシブ教育とは、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、共に学ぶ教育システムです。

そして、特別支援教育は、子ども一人ひとりのニーズを把握して、生活や学習上の困難さを軽減し改善するための支援と指導を行う教育指導の在り方です。

特別支援教育では、個々の教育的ニーズに応じた指導を提供するため、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を整備しています。それぞれの子どもが、「わかった。」「できた。」という実感を得ながら、充実した学校生活を過ごし、生きる力を身に付けていく、という観点から教育を進めていくことが必要です。

つまり、特別支援教育の充実を図ることは、一人ひとりの可能性を伸ばさせていくことであり、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育の構築につながると捉えております。

障がいの有無に関わらず、共に学び合い理解し合う理念を追求しつつ、一人ひとりが豊かに成長していくために、特別支援教育の更なる推進と発展を目指していきたいと考えています。

2 町田市の特別支援学級等の現状

(1) 町田市での学びの場について

- ①【通常の学級】 1学級 35人（中学校は 40人まで）の学級で学び、生活します。
- ②【通級指導学級】 通常の学級に在籍し、週 1 回程度利用します。
通常の学級での学習や生活におおむね参加することができるものの、それぞれの課題や困難さに対して、よりよい学校生活を送るための支援をします。
 - サポートルーム（特別支援教室）
発達のアンバランスやコミュニケーションの課題から、集団での学習や活動に困難さがみられるお子さんに対して、指導や助言を行います。
 - きこえの教室・難聴学級
補聴器等を使用しても聞こえに関する課題のあるお子さんに対して、指導や助言を行います。
 - ことばの教室（小学校のみ）
話し言葉の歪みや誤り、吃音などがあるお子さんに対して、前向きに話せるよう指導や助言を行います。
 - ひとみの教室（小学校のみ）
眼鏡等を使用しても視力・視機能・視覚認識など視覚に関する課題のあるお子さんに対して、指導や助言を行います。
- ③【特別支援学級】 1学級 8名までの少人数の学級で学び、生活します。
少人数での指導によって個々の力を伸ばし、自立して社会参加するための力を培います。
 - 知的障がい学級
知的発達の遅れがあり、意思の疎通や日常生活への援助が必要なお子さんが対象です。基礎的な能力を身につける学習や、身辺自立の練習などきめ細かい指導をしています。
 - 自閉症・情緒障がい学級
知的な発達に遅れを伴わない自閉症や情緒障がい等があり、意思疎通や対人関係が難しく、社会生活への適応に困難さがあるお子さんが対象です。各教科と併せて自立活動、交流及び共同学習を行うことを特徴としています。
 - 肢体不自由学級
補装具によっても歩行や筆記等の日常生活の動作に困難さを抱え、支援が必要なお子さんが対象です。教科学習のほか、理学療法士、作業療法士による自立活動も行っています。
- ④【特別支援学校】 町田市にお住まいの方は、東京都が設置している都立特別支援学校になります。日常生活における困難さに対してより専門的な環境で学び、生活します。（町田市の就学相談後に東京都の就学相談で入学が決定します。）
 - 知的障害教育部門
 - 肢体不自由教育部門
 - 盲学校・ろう学校

(2) 特別支援学級・通級指導学級等の児童生徒数と設置校

《小学校》

(2023年4月7日現在)

区分	学校数	児童数	学校名		
知的障がい 特別支援学級	20	394	町田第一小学校	町田第二小学校	町田第五小学校
			南大谷小学校	藤の台小学校	本町田小学校
			南第二小学校	南第四小学校	南つくし野小学校
			鶴川第二小学校	鶴川第四小学校	金井小学校
			忠生小学校	小山田南小学校	木曾境川小学校
			七国山小学校	小山小学校	小山ヶ丘小学校
			小山中央小学校	相原小学校	
自閉症・情緒障がい 特別支援学級	6	120	町田第一小学校	本町田小学校	南第四小学校
			鶴川第四小学校	忠生小学校	小山中央小学校
肢体不自由 特別支援学級	1	12	町田第六小学校		
弱視学級（通級）	1	8	本町田東小学校		
難聴学級（通級）	2	12	本町田東小学校	山崎小学校	
言語障がい学級 （通級）	2	69	本町田東小学校	成瀬中央小学校	
サポートルーム （特別支援教室）	42	1279	拠点校18校		

《中学校》

(2023年4月7日現在)

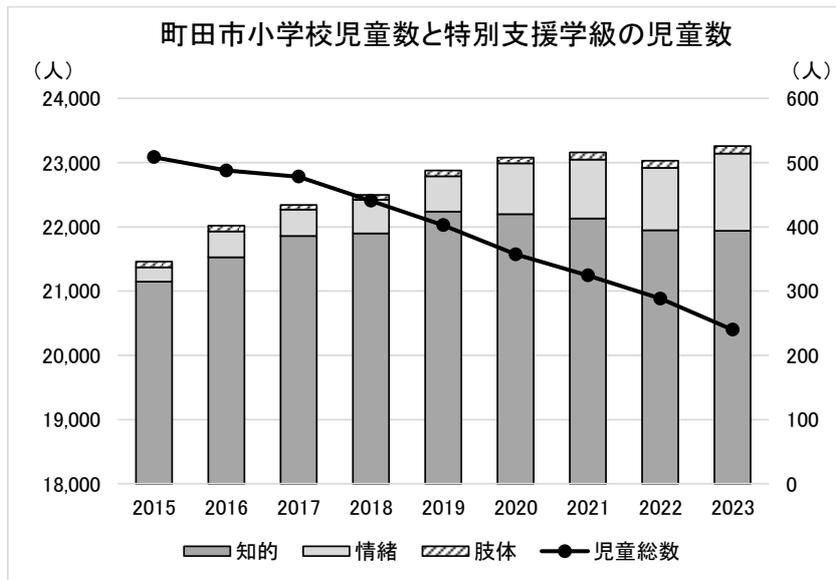
区分	学校数	生徒数	学校名		
知的障がい 特別支援学級	10	221	町田第一中学校	南大谷中学校	南中学校
			つくし野中学校	成瀬台中学校	鶴川中学校
			薬師中学校	忠生中学校	山崎中学校
			堺中学校		
自閉症・情緒障がい 特別支援学級	1	15	町田第三中学校		
肢体不自由 特別支援学級	1	3	町田第一中学校		
難聴学級（通級）	1	8	町田第二中学校		
サポートルーム （特別支援教室）	20	367	拠点校5校		

(3) 特別支援学級の児童生徒数の推移

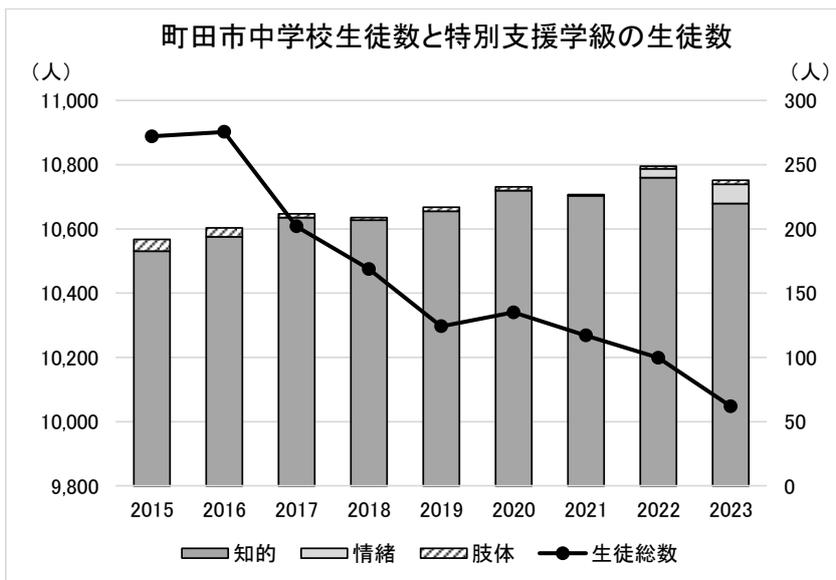
町田市の児童生徒の総数 → 減少
 特別支援学級の児童生徒数 → 増加

町田市の全体の児童生徒数が減少している一方で、特別支援学級の児童生徒数は、小学校・中学校ともに全国の傾向と同様に増加傾向にあります。今後の動向を注視していく必要があります。

【小学校】



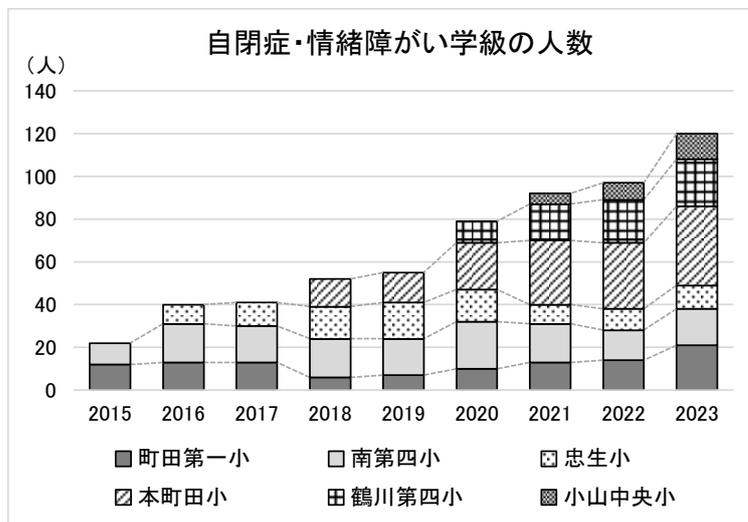
【中学校】



(4) 小学校自閉症・情緒障がい特別支援学級の児童数の推移

自閉症・情緒障がい特別支援学級は、町田第一小学校と南第四小学校に設置していましたが、2016年度に忠生小学校、2018年度に本町田小学校、2020年度に鶴川第四小学校、2021年度に小山中央小学校に新たに開設し、現在は市内で6校の小学校に設置しています。

開設することにより、在籍児童が増加し、2023年度は2015年度の約6倍の120人が在籍しています。



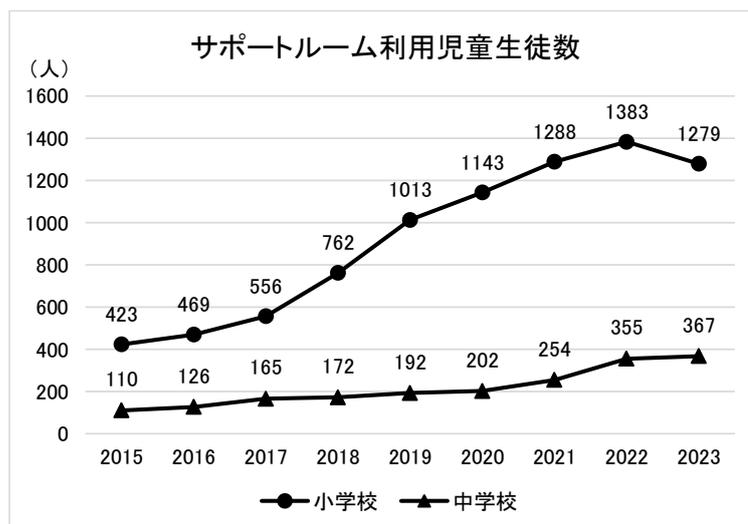
(5) サポートルーム（特別支援教室）の利用児童生徒数の推移

サポートルームは、小学校は2016年度から2018年度、中学校は2019年度から2021年度にかけて段階的に順次導入を実施し全校へ設置しました。

サポートルームを設置することによって、通級型から自校での指導が受けられるようになり、利用者が増加しています。

2023年度は、小学校は1,279人、中学校は367人が利用しています。2015年度から比較すると約3倍の利用者になっています。

今後の人数の動向を注視する必要があります。

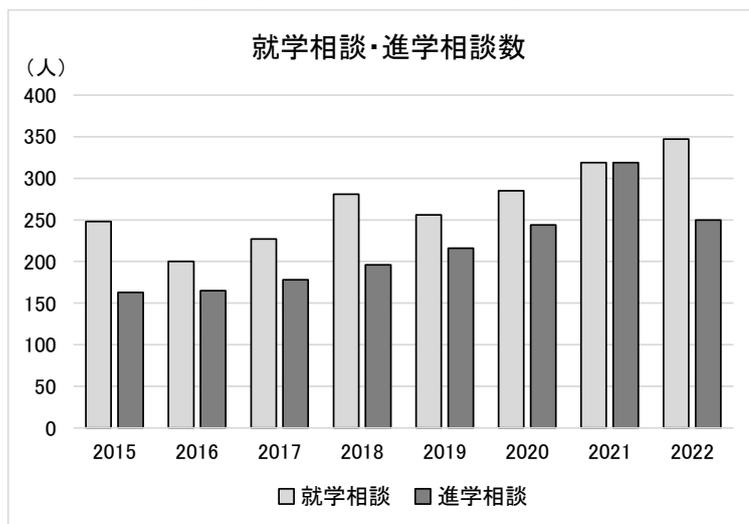


※サポートルーム導入以前の「情緒通級指導学級」人数を含む。

(6) 就学相談・進学相談数の推移

就学相談は、年長児の小学校への就学先の相談となります。進学相談は、小学6年生児童の中学校への進学先の相談となります。サポートルームや特別支援学級の入級者数の増加とともに、就学相談・進学相談の申込人数も増加傾向です。

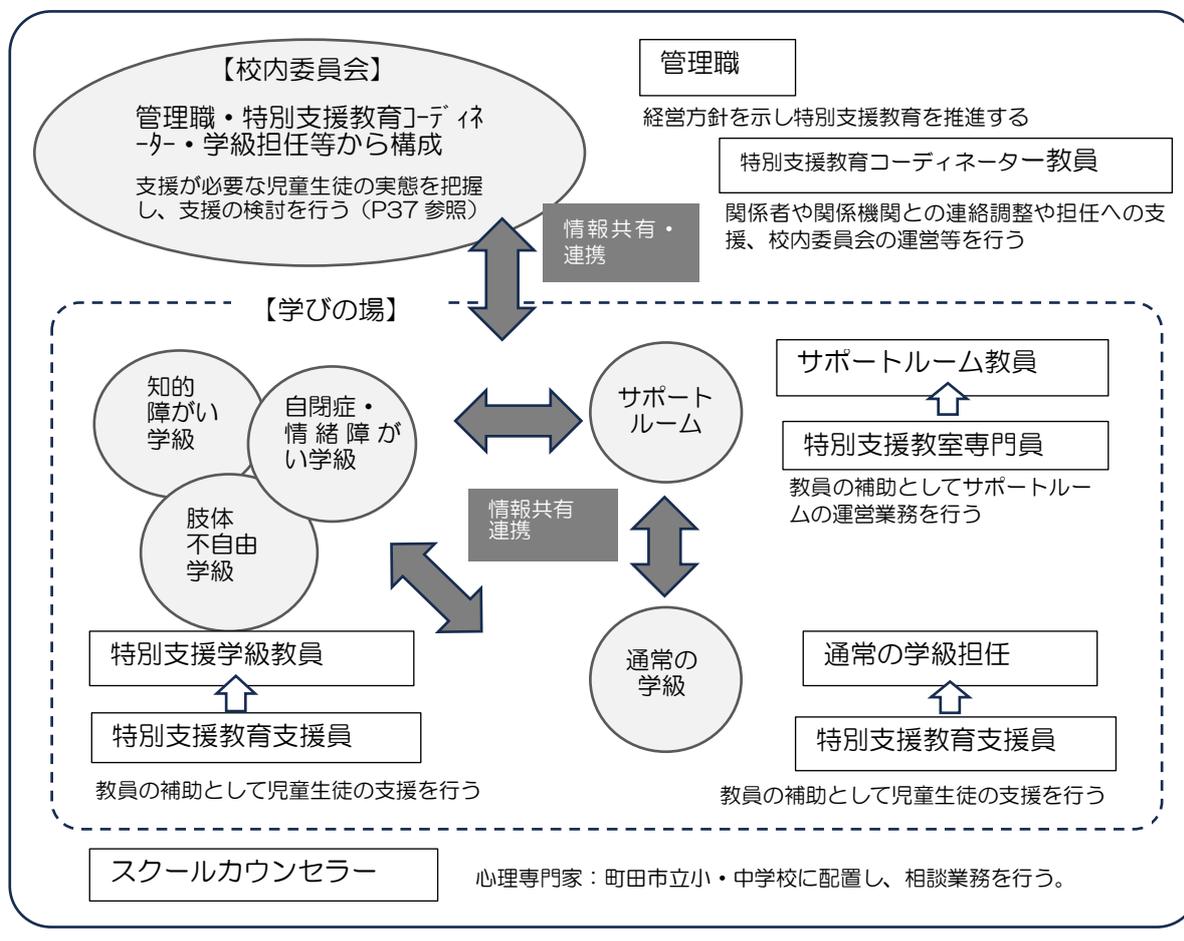
就学相談は、2022年では2015年の約1.4倍の347人に、進学相談は、2022年では2015年の約1.5倍の250人になっています。



【コラム】

町田市小・中学校における特別支援教育に関わる校内体制

小・中学校では、校長をはじめとする管理職、教員、特別支援教育支援員、特別支援教育専門員、など様々な職種が連携して特別支援教育を支えています。



(7) 町田の教育についてのアンケート（教員向け）から

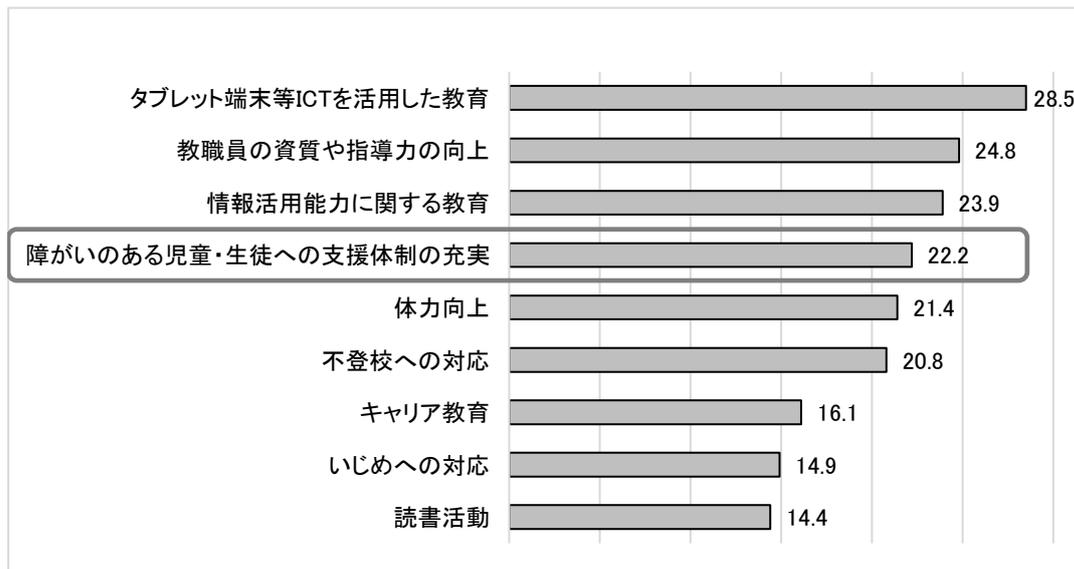
「町田の教育についてのアンケート調査」2022年7月実施

対象 町田市立小中学校に勤める教員

目的 町田市教育プランを策定するための基礎資料としての現状及びニーズ調査

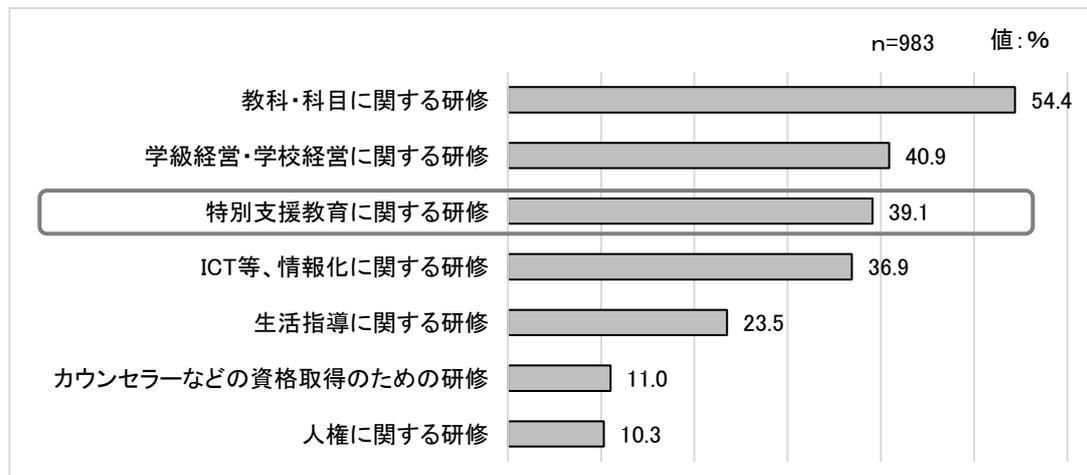
アンケート結果から、町田市の教員は、学校教育において障がいのある児童生徒への支援体制の充実を望んでいます。また、教員研修の内容について特別支援教育に関するものが重要であると感じています。

・学校教育で力を入れていくことが望まれるもの



「障がいのある児童生徒への支援体制の充実」の回答は、4位で22.2%となっています。

・教員研修制度の内容について重要なもの



教員研修として重要なものとして「特別支援教育に関する研修」は、3位の39.1%となっています。